広島県告示第八百二十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十四年十月二十九日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

一　急傾斜地崩壊危険区域の名称

安東六丁目二二地区

二　急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市・区	町・丁目	地番	標柱番号
広島市安佐南区	上安五丁目	二〇四九番六	標柱一号
		七五一番四五六	標柱二号
		一三四二番一二	標柱三号
		九三九番一	標柱四号
	安東六丁目	一三三九番二〇	標柱五号